

短期入所生活介護 重要事項説明書変更部分抜粋

ショート利用料金表（1割負担）（令和3年8月1日より）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度	要介護度	要介護度	要介護度	要介護度
		1	2	3	4	5
	多床室	6,061円	6,763円	7,495円	8,197円	8,888円
2. うち、介護保険から給付される金額		5,454円	6,086円	6,745円	7,377円	7,999円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）		607円	677円	750円	820円	889円
食費		令和3年8月1日より 1,445円（1日あたり）				
滞在費		855円（1日あたり）				

ショート利用料金表（2割負担）（令和3年8月1日より）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度	要介護度	要介護度	要介護度	要介護度
		1	2	3	4	5
	多床室	6,061円	6,763円	7,495円	8,197円	8,888円
2. うち、介護保険から給付される金額		4,848円	5,410円	5,996円	6,557円	7,110円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）		1,213円	1,353円	1,499円	1,640円	1,778円
食費		令和3年8月1日より 1,445円（1日あたり）				
滞在費		855円（1日あたり）				

※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するため全てのサービスについて、

令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せします。

※上記3. のサービスに係る自己負担額については、ご自身の収入等の金額により、ご利用者の自己負担が3割となる方もあります。

☆ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻す手続きをとっていただくこととなります（償還払い）。また、居宅サービ

ス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更致します。

☆ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆ご契約者に提供する食事の材料費及び調理に係る費用を徴収します。

令和3年8月1日より

1日あたり1,445円（朝食300円 昼食665円 夕食480円）

☆ご契約者に提供する居室の滞在費（居住費）。（（2）介護保険給付対象とならないサービス①を参照）

☆サービス提供体制強化加算として、利用者に直接介護を提供する職員の勤続年数が7年以上の職員を30%以上配置する事により、1日あたり約6円の加算となります。

☆夜勤職員配置加算として、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準以上の配置を行い、夜勤帯を通じて喀痰吸引等の実施が行える職員を配置した場合、1日あたり約16円の加算となります。

☆療養食加算として、治療目的とし医師の発行する食事せんに基づき提供された療養食（糖尿病食、腎臓病食等）に関しては1日3食を限度として1食あたり、約9円の加算となります。

☆利用に伴い、送迎を施設において行った場合は送迎加算として約188円（片道）のご負担をお願い致します。

☆機能訓練加算として、常勤の機能訓練指導員を配置し、機能訓練体制を整え、機能訓練（生活動作訓練を含む）、実施した場合は、機能訓練加算として1日あたり13円ご負担していただくこととなります。

☆認知症行動・心理症状緊急対応加算として、医師が認知症の行動や心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した場合に限り、利用開始日より、7日を限度として1日あたり、約204円の加算となります。

☆担当の介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護事業所の利用が必要と認めた場合、7日間を限度として（利用者の日常生活の支援等を行う家族が疾病等による場合は14日）1日あたり92円の加算となります。

☆介護職員処遇改善加算として、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、姫路市に届け出を行い、介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し実施した場合、介護職員処遇改善加算として、1日あたり、約49円～72円の加算となります。

☆介護職員等特定処遇改善加算として、届け出を行い、算定要件による基準を満たした場合、1日あたり、要介護度に応じて約13円～20円の加算となります。

利用者負担第1段階（例）生活保護受給者

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,061 円	6,763 円	7,495 円	8,197 円	8,888 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,454 円	6,086 円	6,745 円	7,377 円	7,999 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	607 円	677 円	750 円	820 円	889 円
4. 滞 在 費	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
5. 食費（食材料費及び調 理費相当分）	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円

利用者負担第2段階（例）年金収入等80万円以下の方

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,061 円	6,763 円	7,495 円	8,197 円	8,888 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,454 円	6,086 円	6,745 円	7,377 円	7,999 円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	607 円	677 円	750 円	820 円	889 円
4. 滞 在 費	370 円	370 円	370 円	370 円	370 円
5. 食費（食材料費及び調 理費相当分）	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円

利用者負担第3段階①（例）年金収入等80万円超120万円以下の方

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,061円	6,763円	7,495円	8,197円	8,888円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,454円	6,086円	6,745円	7,377円	7,999円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	607円	677円	750円	820円	889円
4. 滞 在 費	370円	370円	370円	370円	370円
5. 食費（食材料費及び調 理費相当分）	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

利用者負担第3段階②（例）年金収入等120万円超の方

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,061円	6,763円	7,495円	8,197円	8,888円
2. うち、介護保険から 給付される金額	5,454円	6,086円	6,745円	7,377円	7,999円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	607円	677円	750円	820円	889円
4. 滞 在 費	370円	370円	370円	370円	370円
5. 食費（食材料費及び調 理費相当分）	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第10条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 滞在費（居住費） ご利用になる居室の1日の利用料金は以下のとおりいただきます。

3人部屋 855円（1日あたり）令和1年10月1日より

② 介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記5(1)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④食事の提供（食材料費及び調理費）

ご契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。

令和3年8月1日より

1日あたり 1,445円（朝食 300円 昼食 665円 夕食 480円）

⑤レクリエーション、クラブ活動費

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・オムツ代は、介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑦理髪・美容

月1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、整髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1,650円（費用実費）

⑧ご契約者の移送に係る費用

入退所送迎以外の移送（通院、入院等）サービスをご利用頂けます。

利用料金：事業所から片道概ね10kmまで300円いただきます。又、事業所から片道概ね10kmを超える場合は前記金額に加え5km毎に150円いただきます。尚、（高速料金等は、実費請求いたします。）

※ 尚、移送サービスに関しては、当事業所が適当と認めた場合に限りご利用頂けます。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヵ月前までにご説明します。